

秘密情報の取扱いについての運用細則

2026 年 5 月 21 日制定

一般社団法人 xIPF コンソーシアム
理事会

本運用細則は、一般社団法人 xIPF コンソーシアム（以下「当法人」という。）が定める会員規約（以下「会員規約」という。）に定める秘密保持の運用に当たっての細則を規定したものである。

（秘密情報の定義）

第 1 条 「秘密情報」とは、当法人又は会員が、当法人の活動に関連して、当法人又は他の会員に対して開示する技術上又は営業上の情報その他一切の情報のうち、開示の際に秘密である旨を明示したものをいう。ただし、受領者が合理的な根拠に基づき証明できる場合に限り、以下の情報は秘密情報に含まれないものとする。

- (1) 開示を受けた時点で既に保有していた情報
 - (2) 開示を受けた後、秘密保持義務を負うことなく第三者から正当に取得した情報
 - (3) 開示を受けた情報によらず独自に取得又は創出した情報
 - (4) 開示を受けた時点で既に公知であった情報
 - (5) 開示を受けた後、自己の責めに帰すべき事由によらず公知となった情報
- 2 口頭、映像その他その性質上秘密である旨の表示が困難な形態又は媒体により開示された情報については、開示者が開示時に秘密である旨を伝達し、かつ、開示後 30 日以内に当該情報を特定し秘密である旨を明示した書面又は電子データを受領者に提供した場合、秘密情報として取り扱うものとする。

（秘密情報の取扱い）

- 第 2 条 当法人及び会員は、秘密情報を第三者に開示してはならない。ただし、事前に開示者の同意を得た場合又は本運用細則に別段の定めがある場合はこの限りではない。
- 2 当法人及び会員は、秘密情報を当法人の活動目的の範囲内でのみ使用するものとする。
 - 3 当法人及び会員は、秘密情報を善良な管理者の注意をもって管理するものとする。
 - 4 当法人及び会員は、法令に基づき秘密情報の開示が求められた場合には、速やかに開示者に通知するものとする。

（秘密情報の返還・廃棄）

- 第 3 条 当法人及び会員は、秘密情報が不要となった場合又は開示者から要請があった場合には、当該秘密情報を返還し、又は適切に廃棄するものとする。
- 2 前項に基づき廃棄を行った場合には、開示者から求めがあったときに限り、その旨を報告

するものとする。

(存続)

第4条 本運用細則に基づく秘密情報の取扱いに関する義務は、会員資格の喪失後も、会員規約第21条の定めに従い、引き続き効力を有するものとする。

以上